

三木町教育委員会告示第27号

三木町総合運動公園の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月18日

三木町教育長 間嶋 浩

三木町教育委員会規則第9号

三木町総合運動公園の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

三木町総合運動公園の管理及び運営に関する規則（平成16年三木町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

体育館	(1月4日から12月28日まで)
武道場	
ミーティングルーム	午前9時から午後10時まで

」

を

「

体育館	(1月4日から12月28日まで)
武道場	
ミーティングルーム	午前9時から午後9時まで

」

に、

「

サッカー場	(東) 午前9時から午後7時まで (西) 午前9時から午後10時まで
野球場	午前9時から午後10時まで
テニスコート	午前9時から午後10時まで
共同福祉施設	午前9時から午後10時まで

」

を

「

サッカーフィールド	(東) 午前9時から午後7時まで (西) 午前9時から午後9時まで
野球場	午前9時から午後9時まで
テニスコート	午前9時から午後9時まで
共同福祉施設	午前9時から午後9時まで

」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。